

奈良県介護人材確保・職場環境改善等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護職員の人材確保という課題に対応するため、介護現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善に取り組む、次条第1項の表の第3欄に掲げる事業の対象となる介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業の事業所を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）に対し、同表の第2欄に掲げる実施要綱に基づき実施する事業に要する経費の全額又は一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次表の第2欄に掲げる実施要綱の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる事業とする。

1 区分	2 実施要綱	3 補助対象事業
(1)	令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業実施要綱 (令和7年2月7日老発 0207第3号厚生労働省老健局長通知別紙)	左欄の実施要綱の3事業の内容に定める介護人材確保・職場環境改善等事業

2 補助対象事業の目的、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額等は、別表第1に掲げるとおりとする。

(計画書の作成及び提出)

第3条 前条第1項の表の第3欄に掲げる補助対象事業について、第5条の規定により補助金の交付の申請をする者は、別表第1に掲げる計画書を作成し、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(審査及び承認)

第4条 知事は、介護サービス事業所等を運営する事業者（以下「介護サービス事業者等」という。）から、前条に規定する計画書の提出があった場合において、その内容を審査し適当と認めるときは、それを承認する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和7年4月10日までに奈良県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)へ「介護給付費請求書」を提出する。その提出をもって、知事は、補助金の交付の申請があったものとみなす。

2 国保連は、前項の規定により提出された「介護給付費請求書」に基づき、交付額一覧又は報酬総額一覧を作成し、知事へ送付する。

(交付の決定及び交付決定の通知)

第6条 知事は、前条に規定する申請があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、当該申請者に対し通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けるべきこと。

(3) その他別表第1に定める条件

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める場合には、前項に掲げる条件以外に必要な条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 第6条の規定による決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同条の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更の届出)

第9条 補助事業者は、第3条に定める計画書に変更(次の各号のいずれかに該当する場合に限る。)があった場合には、知事に対し、別表第1に掲げる書類により、変更の届出を行わなければならない。

(1) 会社法(平成17年法律第86号)等の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合

(2) 複数の施設・事業所について一括して申請を行う補助事業者において、当該申請に係る施設・事業所に変更(廃止等の事由による。)があった

場合

(補助金の交付)

第 10 条 第 6 条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(規則第 12 条における実績報告)

第 11 条 規則第 12 条に定める実績報告は、第 5 条に規定する申請をもって報告があったものとみなす。

(実績報告書の作成及び提出)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別表第 1 に掲げる実績報告書を作成し、同表に定める補助対象期間の末日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 13 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 第 7 条の規定による条件に違反した場合

(3) 第 15 条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げた場合

2 前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合にあっては、知事は、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、消費税等仕入控除税額報告書（第 6 号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、補助金の交付を受けた者は、当該消費税等仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(指示及び検査)

第 15 条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検

査を行うことができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第9条、第12条関係）

表1

補助事業名	介護人材確保・職場環境改善等事業
目的	介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、介護現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を目的とする。
補助対象事業者	<p>次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。</p> <p>1 奈良県内に所在する、別表第1の表3に掲げるサービス区分の介護サービス事業所等であること（別表第1の表4に掲げるサービス区分の介護サービス事業所等については対象外。）。</p> <p>2 基準月において介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を算定している事業者であること（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）。</p> <p>なお、基準月において処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣを取得していない場合であっても、令和7年4月1日までに令和7年度の処遇改善加算の取得に係る体制届出をしていれば、本事業の対象とする。</p>
補助対象経費	<p>1 職場環境改善経費 介護サービス事業者等は、補助額に相当する職場環境改善の取組の経費に充てることができる。当該職場環境改善経費には、介護助手等を募集するための経費及び職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境等要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれる。介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費（介護テクノロジー等の機器購入費用）に充当することはできない。</p> <p>2 人件費 介護サービス事業者等は、補助額に相当する介護職員等（介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている介護サービス事業所等については、その他の職員を含む。以下同じ。）の人件費（手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。））の改善に充てることができる。この際、ベースアップ（賃金表の改定により基本給又は毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。）に充てられることは想定していないが、各事業者の経営判断として、各種の生産性向上・職場環境改善等の取組の効果により、持続的な賃上げ余力が生じることを見越して、それまでの間のつなぎの原資とすることまで一概に妨げられるものではない。</p>
補助金の額	<p>1 原則として令和6年12月を基準月とし、当該月のサービス提供に係る介護報酬に一定の率を乗じて得た額を交付する。ただし、令和6年12月のサービス提供分が他の月と比較して著しく低い場合などは、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を基準月とすることができる。</p> <p>2 補助額は、以下のとおり決定する。 補助額＝ア×イ×ウ（1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額） ア 一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため過誤調整を実施した場合は、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに国保連により受理されたものに限り、反映することとする。） イ 1単位の単価 ウ サービス別交付率（別表第1の表3のとおり）</p> <p>3 補助額の根拠となる基準月の介護報酬総単位数は、補助対象事業者が国保連へ送付した請求情報に基づくこととする。</p>

補助金の交付条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 職場環境改善等に向けて、次に掲げるいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化 イ 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等） ウ 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組 2 補助金を、職場環境改善の取組の経費又は介護職員等の人件費の改善（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）以外の費用に充てないこと。 また、補助金の補助額に相当する職場環境の改善や人件費の改善を行うこと。 3 補助金による人件費改善の対象とした職員の平均的な賃金水準を低下させないこと。 4 人件費改善を行う方法等について職員に周知すること。 また、職員から当該事業に係る人件費改善に関する照会があった場合には、当該職員に関係する人件費改善の内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。 5 労働法規を遵守すること。 6 令和7年11月30日までに第12条に定める実績報告書を提出すること。 7 次に掲げる書類を、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するとともに、知事から求めがあった場合には速やかに提示すること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 第3条に定める計画書及びその記載内容を証明する資料 イ 第9条に定める変更に係る届出書及びその記載内容を証明する資料 ウ 第12条に定める実績報告書及びその記載内容を証明する資料 エ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。） オ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）
補助対象期間	<p>基準月の1日から令和7年11月30日までとする。ただし、実績報告書提出までに補助事業を完了していること。</p>

表 2

手 続 き	関 係 書 類 等
<p>第 3 条 (事業計画)</p>	<p>【計画書】 介護人材確保・職場環境改善等事業計画書 総括表 (第 2 - 3 号様式) 介護人材確保・職場環境改善等事業計画書 個票 (第 2 - 4 号様式) 【その他提出書類】 介護人材確保・職場環境改善等事業 振込先登録票 (第 2 - 5 号様式)</p>
<p>第 9 条 (変更申請)</p>	<p>変更に係る届出書 (第 4 号様式) 及び次の各号に定める書類 1 会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 等の規定による吸収合併、新設合併等により、 計画書の作成単位が変更となる場合は、当該変更後の第 2 - 3 号様式 2 複数の施設・事業所について一括して申請を行う介護サービス事業者等において、 当該申請に係る施設・事業所に変更 (廃止等の事由による。) があった場合、当 該変更後の第 2 - 3 号様式及び第 2 - 4 号様式</p>
<p>第 12 条 (実績報告)</p>	<p>介護人材確保・職場環境改善等事業 実績報告書 (第 3 - 1 号様式) 介護人材確保・職場環境改善等事業 実績報告書 (施設・事業所別個票) (第 3 - 2 号 様式)</p>

表3 介護人材確保・職場環境改善等事業 対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	10.5%
夜間対応型訪問介護	10.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10.5%
(介護予防) 訪問入浴介護	6.3%
通所介護	6.4%
地域密着型通所介護	6.4%
(介護予防) 通所リハビリテーション	5.5%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	7.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	7.4%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	13.2%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	8.4%
看護小規模多機能型居宅介護	8.4%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	11.3%
介護老人福祉施設	8.3%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%
(介護予防) 短期入所生活介護	8.3%
介護老人保健施設	4.3%
(介護予防) 短期入所療養介護(老健)	4.3%
介護医療院	2.7%
(介護予防) 短期入所療養介護(病院等・医療院)	2.7%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

注 短期利用型サービスも含む。

表4 介護人材確保・職場環境改善等事業 非対象サービス

サービス区分	交付率
(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 福祉用具貸与、(介護予防) 特定福祉用具販売、(介護予防) 居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%